

物価指数研究会（第14回）議事概要

- 1 日 時 令和元年10月2日（水） 10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 議 題 (1) 2020年基準改定に係るモデル式の検討について
(2) その他
- 4 出席者 (委員等) 美添座長、舟岡委員、元山委員、會田委員、宇南山審議協力者、齋藤審議協力者、清水審議協力者
(統計局) 井上統計調査部長、佐藤調査企画課長、山形物価統計室長ほか
- 5 配布資料
書類番号1-1 指数作成にモデル式を用いる品目（モデル品目）について（案）
書類番号1-2 2020年基準改定に係るモデル品目の検討内容（案）
書類番号2 「小型乗用車B」の「小型乗用車A」への統合について（案）
書類番号3 幼児教育・保育無償化への対応について（案）
書類番号4 電力小売全面自由化の状況と2020年基準改定における取扱いについて（案）
書類番号5 カーシェアリングの状況と2020年基準改定における取扱いについて（案）
参考1 消費者物価指数 2020年基準改定スケジュール（案）
参考2 小売物価統計調査（動向編）の変更について
参考3-1 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定における冠婚葬祭サービスの把握について
参考3-2 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定におけるネット販売価格の採用拡大について

6 主な意見等

議題1 2020年基準改定に係るモデル式の検討について

(指数作成にモデル式を用いる品目（モデル品目）について（案）)

- POS データやスキャナデータは様々なところで推進されているが、近年の情報に対する意識の変化などにより、安定的かつ継続的な収集の可能性について留意する必要がある。また、電力については、経済産業省はスマートメーター等の活用を推進していることから、注視していくと良いだろう。

(「小型乗用車B」の「小型乗用車A」への統合について (案))

- 品目統合の検討に当たっては、ウエイトだけでなく、価格の変動が同一であるかなど、一般的なバランスをみて考えるべき。
- 小型乗用車Aと小型乗用車Bを統合することについては賛成であるが、変動状況を見ると、わずかに違いがあるように見える。品目内の一銘柄として、引き続き海外メーカーの車種の価格を採用し続けてはどうか。
- ⇒ 統合後も海外メーカーの車種が小型乗用車の登録台数のシェア上位となった場合は、その価格を採用する。カバレッジを効率的に増やすことで、より実態にあった指数を作成することを意図している。品目内の銘柄として海外メーカー車種を設定するかどうかについては、検討させていただきたい。

(幼児教育・保育無償化への対応について (案))

- サービスの価格は存在するが、同額の補助金が支給された場合に何を価格とするのかについては、他の事例も踏まえて検討すべきではないか。
- 各種補助金の支給は、これまでも一律に価格の引き下げとして扱っており問題ないと思料
- 私立幼稚園で補助金を上回る金額については、ウエイトは保育所保育料に含めるが、価格は算入しないということか。
- ⇒ そのとおり
- 価格を0としている部分については、社会変化の可能性を踏まえ、支出が増加した場合も対応可能な設計になっているものと理解
- Cost of living か Price index か、という観点からでは、家計調査の結果からウエイトを作成しているため、消費支出額が0であれば、Price index としてのウエイトを作成することは困難
- 価格が0であるため、ウエイトも0となり、自然に集計対象から外れる。

(電力小売全面自由化の状況と 2020 年基準改定における取扱いについて (案))

- 既存料金と新電力料金の変動には、料金改定時に若干の乖離が見られる。自由料金・新電力の採用基準は、シェア5割に限らず、価格の動きをより慎重かつ詳細に確認して判断していくと良い。
- 現状では、案のとおりで問題ないのではないか。モデル品目は基準改定以外でも、内容の変更が可能であることから、シェアが大きくなった際には反映すべき。
- 経過措置が終了した場合はどのような変化が起こるのか。
- ⇒ 経過措置の終了により、みなし小売電気事業者は規制料金を設定する必要がなくなる。経過措置の終了は市場の熟成状況を踏まえて判断されるため、みなし小売電気事業者の規制料金のシェアが下がってきているという合図の一つになると考えられる。

(カーシェアリングの状況と 2020 年基準改定における取扱いについて (案))

- ここで言うカーシェアリングの定義は何か。

- ⇒ 国内でいわゆる「カーシェアリング」として提供されているサービスである。このため、企業が提供する車を消費者が共同で利用する形態となる。
- 現時点での取り扱いは案のとおりで問題ないとする。世代別に考えた場合、若年層のカーシェアリング利用が増えている可能性があるため、引き続き利用状況を注視する必要がある。
 - 指数算入とは別にシェアリングエコノミーの概念について整理してはどうか。

(その他)

- ポイント還元は指数に反映されるのか。指数上の整理はどのようなになっているのか。
- ⇒ 指数上では、ポイント還元はあくまで金額と交換可能なポイントが付与されるものであり、価格自体が値引きされるものとしては捉えない。また、即時に還元され、値引きとして利用された場合も、特定の利用者に限られていること、実際の割引率、購入された品目、購入数等の詳細なデータの入手が困難であることなどから接近が難しい。
- ポイント還元の指数上の取り扱いについては、整理しておく必要があるものと思料

以上